

令和7年3月

令和6年度第2回審査品質管理小委員会

資料1

令和6年度審査品質管理小委員会報告書（案）

令和7年3月

産業構造審議会 知的財産分科会

審査品質管理小委員会

はじめに

我が国企業等の事業活動・研究活動のグローバル化に伴う諸外国での知的財産の円滑な権利化に向けて、我が国特許庁の審査結果が諸外国でも通用し、海外でも迅速に権利化が図れるよう、国際的にも信頼される質の高い審査が求められている。また、産業財産権制度を活用した事業の予見性を高め、紛争を未然に防止するためにも、質の高い審査が求められている。特に、近年はグローバル化やデジタル化が一層進む中、知財の活用は企業の競争力を左右する重要な要素となっており、審査の質の維持・向上は欠かすことができないものである。

我が国特許庁は、平成26年に、「強く・広く・役に立つ権利設定」等の特許・意匠・商標の審査に関する品質管理の基本原則を示した「特許庁の審査に関する品質ポリシー」を策定・公表した。併せて、「品質ポリシー」に基づく審査を実施していくための品質管理システムを特許・意匠・商標横断的に構築し、継続的改善を図ってきた。特に、昨今は、出願人・第三者を含む様々なユーザーとの積極的なコミュニケーションを重視し、ユーザーのニーズや課題意識を的確に把握する等して、審査の質の維持・向上に資する効果的な取組の推進に努めている。

審査品質管理小委員会は、特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況についての検証・評価を通じ、その改善に向けた提言等を行うため、平成26年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置されたものである。審査品質管理小委員会による客観的な評価や改善提言は、国際的に見ても先進的な品質管理を実現すべく、特許庁の取組に反映されてきた。

本報告書は、令和6年度の特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価するとともに、その改善点についての検討を行った結果を取りまとめたものである。

産業構造審議会 知的財産分科会 審査品質管理小委員会
開催経緯

令和6年度第1回審査品質管理小委員会 令和7年2月12日

議事

1. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について
2. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について
3. 令和7年度実施庁目標について

令和6年度第2回審査品質管理小委員会 令和7年3月14日～3月24日（書面審議）

議事

1. 令和6年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

産業構造審議会 知的財産分科会 審査品質管理小委員会
委員名簿

いちかわ るみ
市川 ルミ

弁理士法人 A T E N 弁理士

いのうえ わたる
井上 渉

日刊工業新聞社 取締役 論説委員長

さわい しゅう
澤井 周

TopoLogic 株式会社 IP Advisor 弁理士

小委員長

つばき みちこ
椿 美智子

東京理科大学経営学部経営学科 教授

しょうじ たもつ
東海林 保

TMI 総合法律事務所 顧問弁護士

とくなが やよい
徳永 弥生

弁理士法人ととせ・ももとせ 弁理士

なかやま まりこ
中山 真理子

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁理士

みずかた かつや
水方 勝哉

日本知的財産協会 副理事長

(敬称略, 五十音順)

目次

I. 特許庁における審査品質管理の取組の概要	1
II. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果	3
1. 特許審査の品質管理に関する評価	4
2. 意匠審査の品質管理に関する評価	11
3. 商標審査の品質管理に関する評価	17
III. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言	25
1. 特許審査の品質管理に関する改善提言	25
2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言	28
3. 商標審査の品質管理に関する改善提言	30
IV. むすび	32

1. 特許庁における審査品質管理の取組の概要

特許庁は、品質管理システムを構築し、審査の品質管理を行っている（図1）。この品質管理システムの整備及び実施に対しては、長官及び特許技監（意匠では特許技監に加え審査第一部長、商標では特許技監に代わり審査業務部長）が責任を負っている。

また、実体審査を行う審査部門、施策の企画・立案を行う部門、質の把握・分析を行う部門が、相互に緊張関係を有しながら連携することで審査の品質管理を行うとともに、PDCAサイクルを回して、審査の質の継続的改善を図っている。

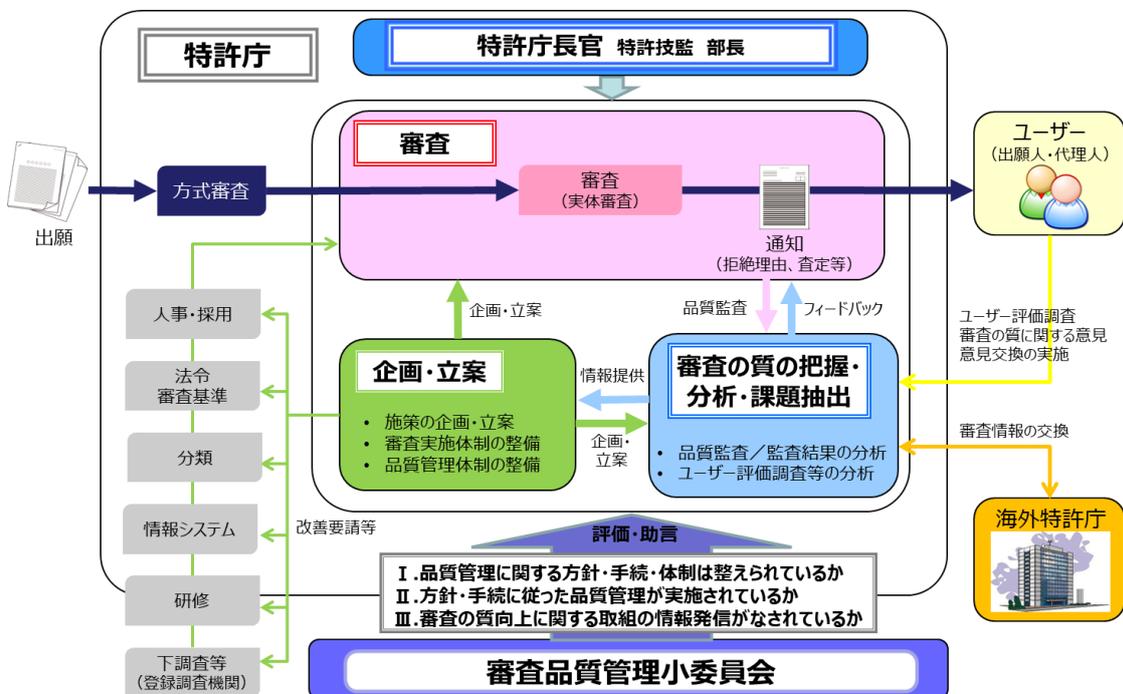


図1：特許庁の品質管理システムの全体像

本小委員会は、審査品質管理の実施体制及び実施状況の評価を通じ、その改善に向けた提言等を行うため、平成26年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。本小委員会の評価や改善提言はPDCAサイクルに反映され、審査の質の維持、向上に寄与する役割を有している（図2）。

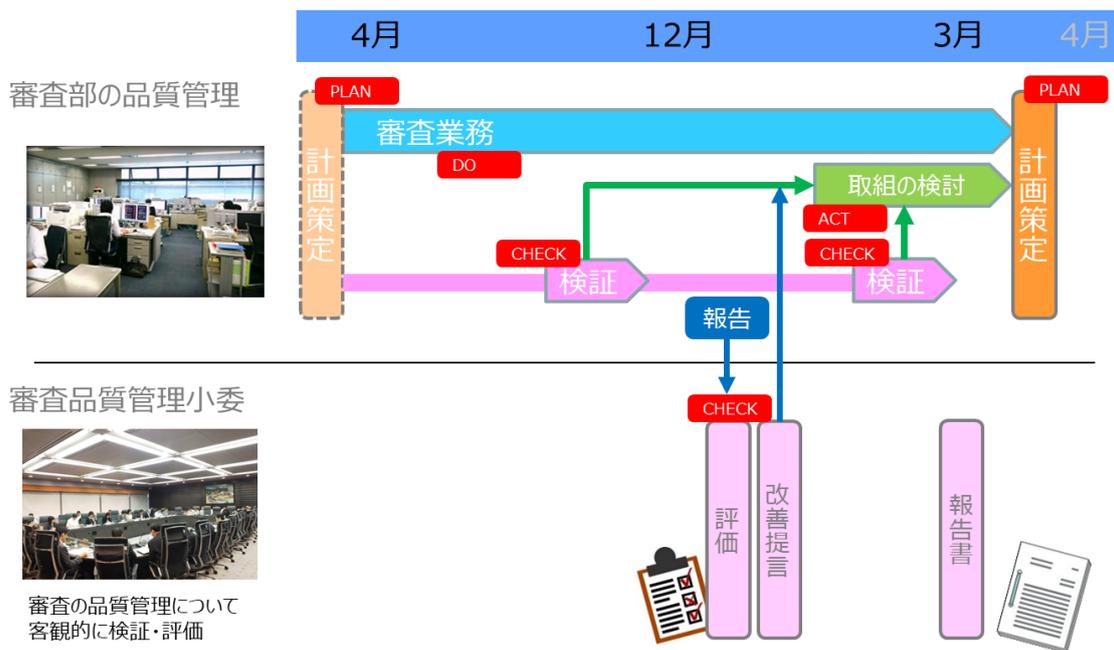


図2：特許庁内の品質管理と審査品質管理小委員会との関係

特許庁の品質管理システムは、特許・意匠・商標審査の品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）としてそれぞれ文書化され、特許庁のホームページ¹において公表されている。

¹ 特許庁の審査品質管理の詳細及び品質マニュアルについては[特許庁の審査品質管理](#)を参照。

II. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

本小委員会は、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を、平成26年度に策定された審査品質管理に関する評価項目及び評価基準（巻末の[参考資料1](#)を参照）に基づいて行った。

特許・意匠・商標審査とも評価項目及び評価基準は共通としており、各評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、評価項目ごとに具体的に4段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）を設定している。例えば、品質向上及び品質検証のための取組に関する評価項目⑥及び⑦では、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」場合に「良好」と評価し、加えて「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に「極めて良好」と評価するという基準としている。

本小委員会による審議を前に、令和5年度改善提言に関する取組状況、及び各評価項目についての実績・現況等をまとめた資料（資料1、資料2-1、2-2、2-3）が、特許庁から委員に提示された²。当該資料の提示を受けた各委員は、審査品質管理に関する評価項目及び評価基準に基づき、特許庁の特許審査、意匠審査及び商標審査の品質管理の実施体制・実施状況を評価し、本小委員会としての評価を取りまとめるべく、審議した。

評価の取りまとめにあたっては、各委員から示された評価の中央値を本小委員会の評価とし、本小委員会の評価と異なる評価をした委員がいる場合には、その旨を併記することとした。

以下に、本小委員会の評価結果を示す（評価結果一覧については巻末の[参考資料2](#)を参照）。

² 各資料については[第1回審査品質管理小委員会議事次第・配布資料一覧](#)を参照。

1. 特許審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 審査基準、審査ハンドブック、PCT 国際調査及び予備審査ハンドブックについて、法令の改正・運用の変更に伴う改訂が行われ、文書が適切に管理されている。
- 品質ポリシー・品質マニュアルについて見直しを行い、改訂の要否を検討されている。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手順を「特許・実用新案審査基準」に定めている。
- 品質管理のための具体的な手順及び担当、また継続的改善をしていくための PDCA サイクル内の各項目について、「品質マニュアル」に詳細に明記されている。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 品質ポリシー、品質マニュアルともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表されており、ユーザーとの意見交換において

も取組が紹介されている。

- 品質ポリシーや品質マニュアルの内容等について、審査に関わる全ての職員に対して、研修や品質テスト等を通じて周知されている。

評価項目④：審査実施体制

「良好」ないし「概ね達成」と評価された。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 人員配置の制約がある中で、検索外注を活用し、先端技術への対応や審査室の再編成により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、高品質な審査を効率的に行う組織体制を概ね確立している。
- AI 関連発明の審査体制を強化するため、AI アドバイザーを設置し AI 担当官と連携している点は評価できる。また、審査ハンドブックにて AI 関連技術に関する新規の仮想事例を追加・公表している点もユーザーにとって有益である。
- 今後の進展が予想される技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施していることを評価する。
- 審査官の育成において、国内外の学会やセミナーに積極的に参加している。
- FA や権利化までの審査期間が、2023 年度において五庁と比較して世界最高水準であり、諸外国よりも早い審査結果を通知する体制が構築されていることを評価する。
- 審査業務における生成 AI の利用可能性を検討している点を評価する。
- 先行技術文献調査事業で外国語特許文献の割合を増加させている。
- 審査室の再編成や担当技術分野の移管を行い、適切な案件配分を実現している。

<今後期待される点>

- 昨年度と同程度の審査官数を確保したものの、国際的に遜色のない人員配置を確立しているとはいえない。
- 先行技術文献調査事業の活用に関して、外国語特許文献検索については、特に先端分野においては日本だけの先行文献調査では不十分となり得る

ため今後も注力が不可欠であると考える。

- 審査期間の短縮に伴い日本国特許庁が先駆けて審査結果を出す場面が多くなっており、他庁の審査において有力な外国文献が発見されることも想定される。これが内外乖離やサーチ不足指摘の一因になっているとも思われる。
- 先端技術への対応について遅れをとることのないよう、今後も情勢を素早く察知して状況に合わせて対応していくことを期待する。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者の各組織が実態上独立して設けられている。
- 国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立している。
- 品質関連施策の企画・立案を行う品質管理室と分析・評価を行う品質管理委員会を独立して設け、品質管理室においては調査員を増員するとともに、品質管理業務における生成 AI の利用可能性について検討するなど、国際的に遜色のない品質管理体制を確立している。

<今後期待される点>

- 審査官による品質のばらつきが解消されていない可能性がある。産業の発達という特許法の目的を各審査官に理解させ、査定レベルを統一し、関連案件の情報解析を行うことで、法目的に沿った審査が行われることを期待する。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 審査の品質向上のために、決裁・決裁前のチェック、協議、外国特許文献サーチ、起案支援ツール、品質関連情報の提供などの取組を計画・実施し、その目的を達成している。
- サーチスタイルの変革に向けて、技術分野ごとのサーチ研究、サーチに関する統計情報の提供、研修動画の提供を行っている。
- 品質管理官（技術単位担当）によるチェックにおいて、特許査定のみならず、各審査長単位でサーチ結果に対する不備等を指摘される割合が比較的高かった起案種別を主な対象にチェックを実施している。
- コミュニケーションに関して、面接・電話応対についてのユーザアンケートを試行的に実施したことや、コミュニケーションに関するユーザーの評価について目標を達成したことに対して評価する。
- 審査官同士が意見交換を行う「協議」を積極的に取り入れ、他の審査室からの協議に積極的に協力する担当審査官を審査室毎に設けたり、協議の工夫を紹介する Tips 集を作成するなど、審査官の自発的な協議を推進している。

<今後期待される点>

- 審査官間において、対面でのフランクな情報交換が従来に比べ不足気味であるとの懸念がある。このような情報交換は技術知識や判断基準などのノウハウ共有に非常に効果的であるため、積極的に実施していただき、産業の発達という特許法の目的を意識した審査実務を期待する。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も多くあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証、またユーザー評価調査やユーザーとの意見交換、ホームページでの意見受付を通じた審査の質の現状把握を継続的に行っている。
- ユーザー評価調査の結果やホームページ等から受け付けた意見について、担当審査室・審査官にフィードバックしている。
- 内外乖離案件・内々乖離案件の分析を通じた品質検証の取組を計画・実施し、その目的を達成している。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 現状の品質管理体制及び品質管理の取組の中で、審査の質の分析と課題抽出が十分に行われており、加えて、抽出された課題を踏まえ対応する取組を実施している。
- 決裁及び決裁前のチェックを通じた分析で、サーチの質向上が課題として抽出され、サーチスタイルの変革等の取組が図られている。
- 協議の記録を通じた分析では、協議対象案件の半数近くがサーチの方針策定や対比・判断の困難性に関連して選ばれており、協議環境の整備が行われている。
- 品質監査において、最後の拒絶理由通知における瑕疵が多かった点を踏まえ、起案のチェックを試行的に実施している。
- ユーザー評価調査から判断の均質性の課題を抽出し、均質性の状況を可視化するデータツールの整備や個別事例の分析を行っている。

<今後期待される点>

- 判断の均質性向上の取組は引き続き行っていただきたい。
- 「サーチ漏れ」に関しては、特にファミリー案件の諸外国での調査や審査で、日本での審査で発見されなかったケースは依然として見受けられる。日本での権利化後に新たな文献が発見されて権利が不安定化することは、ユーザーとして避けたい。本課題が明確に浮き彫りとなったことは評価さ

れるべきであるので、優先度高く対応をしていただきたい。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- 品質ポリシーや品質マニュアル、審査基準など、品質管理のための具体的な手順を示す文書について、適切な管理を継続し、必要な改訂や見直しを行っている。
- 審査実施体制について、外注事業の多様化や審査室の再編及び技術移管、生成AIの利用可能性の検討を通じて効率改善に努めている。
- AI 関連発明に対応するための体制の構築、品質管理室における調査員の増員など改善が行われている。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 審査官同士の自主的な協議を推進し、活発な議論・情報共有を促しており、その結果協議件数も増加している。
- 効率的なサーチスタイルの追求、起案のイノベーション、アンケートを活用した面接・電話対応の質向上など、品質向上のための取組について改善に努めている。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 特許庁ホームページでの品質管理に関する情報発信、多岐にわたるユーザーとの意見交換、各種国際会合等への参加を通じ、品質に関するプレゼンス向上を図り、相互の信頼関係の構築に努めている。
- 国際審査協力として、研修の実施や新興国の品質管理システム構築の支援を行っている。
- 海外の特許庁との協力を通じて、高度産業財産ネットワークやワンポータルシエ、特許審査ハイウェイを利用した情報発信を行っている。

<今後期待される点>

- 特にグローバルサウスにおける日本のプレゼンスを高める意味においても、知的財産管理と活用の重要性を説き連携していくことは重要であると考えている。

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」「品質マニュアル」等の品質管理のための具体的な手順を示す文書、「意匠審査基準」「意匠審査便覧」「面接ガイドライン」等の文書が適切に作成、管理されている。
- 「国際意匠分類第15版と日本意匠分類との対応表(コンコーダンス表)」の仮訳、海外ユーザーに向けての英語のガイドブック等を特許庁ホームページで公開している。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 意匠審査のなすべき事項及びその具体的な手順「意匠審査基準」に定め、必要に応じ改訂するとともに、品質管理の体制及び管理手順が「品質マニュアル」等において十分に明確化されている。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできるように外部公表されている。また、企業との意見交換の際にも、特許庁における品質管理の取組や品質ポリシー等について紹介している。

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」の内容について、イントラネットでの周知に加え、職員向けの研修等にも取り込むなど、職員への周知がなされている。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。 他方、「良好」との評価も多くあった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。また、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 審査システムの機械化や、バッチ審査の採用等により審査業務の効率化が図られ、また、審査官の専門知識向上のための研修や展示会等への参加により審査官の能力向上が図られ、高水準の審査を実現している。

<今後期待される点>

- 実体審査国である米国特許商標庁と比較すると審査官一人あたりの審査処理件数は非常に多く、審査官の確保に関する取組がされているものの、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、審査体制、人員配置が確立しているとまではいえない。改正意匠法に基づく新たな保護対象についても増加しており、海外出願人からのさらなる出願件数の増加も見込まれるところ、審査体制のより一層の強化が望ましい。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。 他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 国内・ハーグ出願の監査を担当する品質管理官に審判部での経験者を増員し、適切な品質管理が行える体制を整えている。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 国内外の案件について決裁者と協議を行い、また、ハーグ案件の協議内容の情報をデータベースに集約、共有することで、審査の質、判断の均質性の向上を図っている。
- 「意匠審査基準」等の改訂、審査官同士の意見交換や知識共有の促進、類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールや起案文の形式的チェックを行うツールを提供したほか、審査官向け英語起案研修や技術研修、展示会への参加や企業との意見交換により専門知識の向上をはかるなど、品質向上のための様々な取組を積極的、継続的に計画、実施している。
- 出張面接やオンライン面接等、出願人とのコミュニケーション手段を整備し、面接ガイドラインの改訂を行うことにより、コミュニケーションに関するユーザーからの高い評価を得た。

<今後期待される点>

- ハーグ出願に関して、即登録以外の出願を、原則として全件案件協議対象とすることで品質の水準を担保しているものの、件数が高い割合で増加していることから、今後も同程度の水準を担保できる体制であるかどうかは検討を継続する必要があると考える。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 国内案件及びハーグ出願について、品質検証のために必要とされる品質監査によるサーチの妥当性、認定・判断の妥当性の検証が計画通り実施され、審査の質の分析と課題抽出が適切に行われた。また、品質管理官に審判部

管理職経験者を増員し、品質管理官相互の協議の機会を設けることで、質の高い効率的な監査を行うことを可能とした。

- ユーザー評価調査を実施し、様々なユーザーニーズの把握に努めたほか、企業及び業界団体との意見交換、意匠審査部門と審判部との意見交換を実施するなど、品質検証のために必要とされる取組が計画、実施された。

<今後期待される点>

- ユーザー評価調査について、海外ユーザーや中小企業を含め様々なユーザーニーズの把握に努め、全体評価の上位評価が 96.2%から 97.0%と 0.8ポイント向上したが、分析の結果どのような課題が抽出されているのかわかりにくい。
- ユーザー評価調査の結果について全般的に改善傾向が見えているが、「判断の均質性」をどこまで目指していくかがポイントである。特許と同様に、審査の均質化に向けて標準的な一次判断等が可能となる生成 AI を活用するなど、属人性を排除していく方策が必要なのではないか。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。 他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度:「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 監査結果、ハグ出願の審査における内外乖離案件の分析、審判関連データ、ユーザー評価調査の分析及び課題抽出が十分に行われ、起案に関する注意事項を審査官に周知する等の改善策を講じる仕組みが策定されている。

<今後期待される点>

- ユーザー評価調査に基づく課題である、起案の均質性に関する注意事項を審査官に周知したことで、どの程度審査結果の通知内容の水準を平均化できるか、引き続き注視していただきたい。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 意匠制度に関する「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」や海外ユーザーに向けての英語版ガイドブックの作成及び公開、改正意匠法についてのユーザー向け解説動画の作成及び公開等、ユーザーに対する十分な周知を行った。
- 意匠審査官向けの研修等の機会を通じ、品質管理の基本に関する十分な周知を行い、また、品質管理官に審判部での管理職経験者を増員するなど、品質管理に関する改善への取り組みを行った。

<今後期待される点>

- 改正意匠法や意匠制度について多くの解説や説明が展開されていることから、これらの大量な情報をユーザーがスムーズにアクセスしやすいように適切な整理・整備を行うことを期待する。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応した、オンライン面接の支援拡充等、品質管理の取組の改善を十分に行った。
- 審査官と決裁官との案件協議数を増加させ、コミュニケーションに関するユーザー評価において目標の「上位評価割合70%」を超える88%を達成した。

<今後期待される点>

- ユーザー評価調査から抽出された必要と考えられる取り組みについての実施に期待する。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 特許庁ホームページにおける取組の紹介、企業及び業界団体との意見交換、海外特許庁等海外ユーザーとの意見交換及び情報発信により、国内外に向けて審査の質向上に関する取組の情報発信が行われ、また、継続的な協力関係を構築している。

<今後期待される点>

- 情報発信について、特に外国特許庁との意匠実務に関する情報交換は、重要性が増しているプロダクトデザインの保護や権利活用を図るうえで、特にグローバル進出や日本マーケット進出に欠かせない情報であるので、各国間での権利安定性を確保するために引き続き注力いただきたい。
- 近年、海外特許庁との情報交換において、他国特許庁の審査協力の現場において「韓国特許庁」の活躍を耳にする機会が増えている。日本の高い審査能力及び品質管理への取り組みを国際的に発信し、また、日本国特許庁の海外特許庁におけるプレゼンス向上を期待する。

3. 商標審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し及び商標におけるコンセント制度の導入に係る法改正等に対応するための「商標審査基準」及び「商標審査便覧」の改訂が適時に行われた（2024年2月及び3月）。
- 国際分類第12-2025版に対応した「商品及び役務の区分解説」の公表（2025年1月）によって、ユーザーの適切な指定商品・役務の記載の支援を図っている。

<今後期待される点>

- 改訂後の「商標審査基準」及び「商標審査便覧」に基づき、コンセント制度に関する審査関連の文書の整備を進めるとともに、関連する審査の迅速化とユーザーニーズに対応できる体制を確立することが望まれる。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 品質管理のための具体的な手順や担当、PDCAサイクル内の各項目について、「品質マニュアル」において十分に明確化されている。
- 商標審査においてなすべき事項及びその具体的な手順について、「商標審査基準」、「商標審査便覧」及び「商標審査の進め方」において十分に明確化されている。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度:「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表されている。
- 庁内イントラネットにおいて、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書が審査部全体に周知されている。
- 職員向けの研修等において、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」の内容や考え方を扱う講義を実施しているほか、品質管理の基本原則等の理解度を確認するため、全審査官を対象とした「品質テスト」を実施している。

<今後期待される点>

- 特許庁のホームページを通じて品質管理の基本原則等を外部公表している点は評価するが、深い層に格納されているものもあり、容易にアクセスできるとは言い難く、一般への周知の工夫の余地はさらに存在すると思われる。
- 品質管理の基本原則等の理解度を確認するため、「品質テスト」のような研修が定期的に行われること、その結果・成果が庁内で共有され、今後のさらなる品質向上と維持に活用されることを期待する。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。

(昨年度:「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。また、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 審査処理期間を再度長期化させないための審査実務体制の強化が図られ、着実に改善されている状況であることを評価する。
- 10名の新規入庁者を採用し、民間調査者を活用するとともに、各審査室内に自室の指導審査官や他審査室からの相談及び各種調整対応を行う者

として主任指導審査官を配置し、審査実施体制の強化が図られている。

- 審査官が柔軟かつ多様な働き方を選択できるようにするために、業務運用の電子化・テレワーク支援ツールの開発等に加え、執務環境の整備の一環として、全審査室のフリーアドレス化を実施している。
- 審査官補の審査実務及び行政事務に係る能力の自発的向上を目的とした「官補ミーティング」を実施したことについて評価する。
- 企業等の現場を体験し、産業界の実態やニーズを把握することにより審査官としての資質の向上を図ることを目的とし、民間企業への短期派遣研修を実施している。

<今後期待される点>

- 審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して多く、国際的に遜色のない審査体制・人員配置の確立の観点からは概ね達成しているにとどまる。
- 審査の質の維持しつつ、適正な審査処理期間を実現できるよう、人員の獲得を望む。
- 審査官の企業への短期派遣研修について、内容と効果についての検証を行い、どの程度審査品質の向上に寄与したかを検討するべきである。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織が実態上独立して設けられている。
- 適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置が確立されている。

<今後期待される点>

- 審査判断の均質化や拒絶理由における記載の充実化を図るため、品質管理体制にはさらなる改善の余地がある。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 品質向上のために必要とされる取組（決裁、協議、業績目標と審査官の評価、面接・電話対応、品質関連情報の収集・提供、研修等）が継続して計画どおり実施されており、その目的を達成している。
- 必須協議案件の協議に加え、必須協議案件に該当しない案件についての管理職・主任指導審査官との協議を実施し、その件数を公表した点を評価する。
- 出願人や代理人とのコミュニケーションの数も質も増加し、ユーザーのニーズに応えられていることは評価できる。
- 審査業務の効率化のために AI 技術の活用をめざし、「先行図形商標調査業務」のみならず「先行文字商標調査業務」への AI 活用の実証的研究事業を実施している。
- 全審査官を対象とした「品質テスト」について、従来の「ユーザーとのコミュニケーション」に関する問題に加え、新たに「審査基準」や「品質管理の基本原則」等に関する問題が追加される等、内容面の拡充が図られている。

<今後期待される点>

- 審査の均質性の観点から、協議を通じた知識共有と議論は重要なものであり、引き続きの取り組みを期待する。
- 今年度から公表となった必須協議案件に該当しない管理職・主任指導審査官との協議の件数について、前年比とともに、今後も継続して公表していくことが好ましい。
- 審査業務効率化や審査判断の均質性の向上のための取組として、AI による審査の支援技術の実装をより早いスピードで進めていただきたい。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

< 評価された点 >

- 品質検証のために必要とされる、品質監査による職権調査の妥当性や認定・判断の妥当性の検証を計画件数どおりに実施するとともに、ユーザー評価調査やユーザーとの意見交換を通じた審査の質の把握等の取組がそれぞれ計画どおりに実施され、その目的を達成している。
- ユーザー評価調査の調査結果報告書が外部公表されており、ユーザー評価調査の不满回答者に対するフォローアップ調査として意見交換を行っている。
- 拒絶査定不服審判において審査と審判で判断が異なった案件について、審査と審判における判断相違の要因等についての分析を行っている。
- 審査の質についての審査官側の認識をアンケート調査することで、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識（自己評価）との乖離の分析等を行い、審査の質についての新たな課題の把握、対策に向けた検討等に活用している。
- 多様なユーザー団体と意見交換会を行い、審査品質向上と共に業界の動向とニーズの把握に努める取り組みを行っていることを評価する。

< 今後期待される点 >

- ユーザー評価調査に基づく重点項目のうち、「識別性の判断」と「審判決との均質性」に関して、具体的にどのような方法で課題解決に取り組む予定かを示していただけるとなお良い。
- ユーザーとの意見交換を通じて得られた審査に関する業界からのニーズや動向等の情報をどのように活かしていくのかを明確にしてもらえるとなお良い。
- 審査基準・審査便覧に従った判断となっているか、論理に飛躍はなく適正な手続と考え方に沿って判断がされているか、判断の理由・根拠を十分に記載・説明しているか、といった観点を品質管理評価の判断基準としては

どうか。

- 審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、方針・手続に従って遂行されているが、計画そのものの妥当性を再評価する取組があればさらによい。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題の抽出が適切に行われている。
- ユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果から、取り組むべき重点項目として「識別性の判断」、「審判決との均質性」及び「審査官間の判断の均質性」が設定されており、審査上の課題の抽出が適切に行われていることが認められる。
- 業界団体や企業との意見交換、審査官間の協議等の取組を充実させることで、判断の均質性を向上させる必要があるとの課題が抽出されている。さらに、審査の質の維持・向上に資する効果を得るべく、当該課題について審査部門内で情報共有を図り、共通認識を高めている。

<今後期待される点>

- 審査に対するユーザーの声を聞き漏らすことがないよう、ヒアリング等を実施するユーザーについては拡大の余地がある。
- 審判決との判断の相違に関して、識別性の判断については判断の根拠となる証拠に対する事実認定、類似性の判断については類否判断における商標の分断・要部抽出の認定において、判断が相違することがあるとの認識に基づき、これらの点について決裁時に重点的に確認を行う等の運用を徹底していくことが期待される。
- PDCA サイクルの Check により課題が抽出された後、どのような Act に結び付け、どの程度改善したのかを明確に示すことが望まれる。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

< 評価された点 >

- 審査実施体制の強化のため、新規入庁者の採用、民間調査者の活用、審査官補数に合わせた指導体制の見直し及び効果的な人員配置、審査官育成研修の充実化・主任指導審査官の設置等が実施されている。
- 商標審査業務の効率化の観点から、2023年度に実施した先行文字商標調査業務へのAI技術の適用可能性を検証するための実証的研究事業の成果物を、審査官に試行的に提供することが予定されている。
- 課題に対する品質管理の取組の改善が適切に実施されている。また、品質管理の取組の改善も適切に行われている。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

< 評価された点 >

- 他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し、コンセント制度導入に伴う「審査基準」「審査便覧」の改訂が行われている。
- メールでの問い合わせ対応については、原則、即日対応、テレワーク時の電話問い合わせ対応についても、原則、即時折り返し対応とする運用の周知徹底が図られている。
- 全審査官を対象とした「品質テスト」をeラーニング形式で実施し、審査官の対応における基本的姿勢の徹底及び向上が図られている。
- ユーザー評価調査における「審査官とのコミュニケーション」に対する不満層へのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取している。

<今後期待される点>

- テレワーク中の審査官との電話連絡の可否や、メールでの問い合わせをした際の受領確認の方法等、審査官とのコミュニケーションに関する情報について、ユーザーへの周知を期待する。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 特許庁ホームページ、ユーザーとの意見交換、国際会合等、国際審査協力、海外の知財庁との協力や海外の知的財産庁職員を対象とした受入研修の実施等を通じて、国内外への情報発信を継続して行い、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が積極的に構築されている。

●

<今後期待される点>

- 品質管理の取り組みを、ユーザーにとってよりわかりやすく、見てもらいやすい方法で周知していくことが期待される。
- 商標の実体審査の品質を各国で高めることにより、海外マーケットを主戦場とするユーザーにとってはより海外の商標リスクを低減できるので、より一層の国際協力を進めていただきたい。

Ⅲ. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議した。

以下に、本小委員会の改善提言としてまとめる（改善提言一覧については巻末の[参考資料3](#)を参照）。

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 1>（評価項目①、④に関して）

より質の高い審査の実現に向け、国際的に遜色のない水準の人員確保と、複雑高度化する先端技術に対する審査体制の整備を図るとともに、AI技術等を活用した一層の業務効率化を期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- より質の高い審査の実現に向け、国際的に遜色のない水準の審査官数を確保する必要がある。
- 検索外注や各種ツール・AI技術の効果的な活用による一層の業務効率化を図る必要がある。
- 生成AIの業務における活用は非常に重要であり、さらなる効率化と均質化のために、最重点で取り組んでいただきたいと考える。
- AI関連発明等の複雑高度化する出願に対し適切な審査が行えるよう、審査基準や体制の整備について引き続きの検討が望まれる。

<改善提言 2>（評価項目⑥、⑦、⑧に関して）

技術分野に応じた判断基準や先行技術調査の質について均質性を高めるべく、協議等による審査官間の積極的な情報交換を実施するとともに、より高度な分析を通じた課題抽出と審査官への情報提供を期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査室の再編成及び審査室間での担当技術分野の移管を行ったことによる審査官の判断のぶれや誤りについての対策を講じていただくことを提案する。
- 審査官間の判断の均質性の向上、先行技術調査の更なる効率化・質の向上に

向けて、様々な課題抽出及び分析を継続する必要がある。

- 進歩性の判断の均質性に影響がある要因として、サーチ漏れの他、判断の過ち、審査官ごとの判断の相違があると考ええる。そのため、審査官に提供する品質関連情報として、「サーチ漏れ」と「過ち」の分析結果も含めることを提案する。
- 審査官間において、対面でのフランクな情報交換の十分な機会が確保されることを望む。このような情報交換は技術知識や判断基準などのノウハウ共有に非常に効果的であるため、積極的に実施していただき、産業の発達という特許法の目的を意識した審査実務を期待する。
- 「判断の均質性」に関する不満が依然多い状態について、より解像度の高い検討とフィードバックが必要と考ええる。均質性の不足が、何に基づく不満なのか、様々な要因があると考えられる。

<改善提言 3> (評価項目⑥、⑦、⑧に関して)

拒絶理由通知書の質に関し、チェック体制の拡充や原因分析を通じて瑕疵をなくすことを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 特に指摘の多かった「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについては、補正の制限が厳しくなりユーザーに不利益が生じることから、審査官に正しい運用を徹底していただくことを要望する。
- 「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについて、最近特に顕著というわけではなく従前から存在する問題であるところ、十分な原因分析が望まれる。

<改善提言 4> (評価項目②、⑥、⑦、⑪に関して)

意見交換等を通じた様々なユーザーニーズの把握と、そのニーズに合わせた支援を引き続き実施するとともに、PDCAサイクルに基づく品質管理システムが適切に機能していることをユーザーに明確に情報発信することで、審査の質に対する信頼醸成に努めることを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 様々なユーザーとの意見交換等を積極的に実施し、新たなユーザーニーズの把握や、ユーザーとの特許権の共創をさらに推し進めるとともに、その効果を示す必要がある。

- 分析・課題抽出においては、決済及び決裁前のチェック、協議の記録、品質監査、内外乖離案件、内々乖離案件等の分析のいずれにおいても、サーチ漏れやサーチ不足等が指摘されているところ、サーチ研究等の取組が指摘の改善に繋がっていることを示すことが重要であると考えられる。
- 企業のニーズに合わせた支援に関して、スタートアップに対するプッシュ型支援やまとめ審査については、前提となる事業戦略や技術背景を審査官により深く理解してもらうために、引き続き実施できる体制を継続していただきたい。

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 1> (評価項目①、④、⑤、⑥に関して)

国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組み、審査実施体制の充実を図るとともに、審査業務や品質管理業務をさらに効率化することで、審査の質を維持・向上することを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 意匠制度改正に対応した、審査実施体制の維持・向上、手続の明確化、及び分かりやすい周知についての取組を期待する。
- 審査官数の確保及びその育成の充実を期待する。着任者の育成の充実について、改善の見える化が望まれる。

<改善提言 2> (評価項目⑥に関して)

AI技術の特性に留意しつつ、先行意匠調査を含む審査業務での利用を促進するとともに、新たなAI技術の利用可能性について追求することを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査の均質化に向けて標準的な一次判断等が可能となる生成 AI を活用するなど、属人性を排除していく方策が必要なのではないか。
- 判断の均質性向上のための方策をさらに検討する必要がある。意匠審査の適正・効率化のために、AI技術による類似画像検索機能の利活用を含め、品質管理業務における生成 AI の利用可能性について積極的に推進すべきである。

<改善提言 3> (評価項目⑥、⑦、⑧、⑪に関して)

判断の均質性等の審査の質についての課題への効果的な施策を講じることと、これらの取組の成果を外部に効果的に情報発信することを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 判断の均質性について、ユーザー評価調査等により収集した具体的な個別事例や課題等に関する、個別事例にとどまらない本質的な原因の分析、審査へのフィードバック等による、さらなる改善に向けた取組を期待する。
- 審査の質の分析の結果、どのような課題が抽出されているのかがわかりにくい。どのような課題が抽出されて、どのように対応しているのかをより明確にしないと、CheckからActに向かう点が把握しにくい。

- 審査官が作成した拒絶理由通知等に係る書面の全件について決裁者によるチェックを行い、是正が必要なものは審査官にフィードバックする体制となっているが、その効果が外部から評価しにくい。
- 国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査や内外乖離案件の分析等、品質検証の取組の充実を図るとともに、品質向上の取組との関連性を提示することが望まれる。
- JPOの品質管理の取組の国際的な情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集を期待する。

<改善提言 4> (評価項目①、⑥、⑦、⑪に関して)

面接審査や様々なユーザーとの意見交換を積極的に実施し、ユーザーと審査官間のコミュニケーションのさらなる充実と相互理解の深化を期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 対面及びオンライン両面において出願人とのコミュニケーションをより充実させることを期待する。
- 出願人とのコミュニケーションの充実化の取組と、ユーザー評価調査の結果との関連性を分かりやすく示されたい。

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1> (評価項目④、⑥に関して)

引き続き審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、AI技術等を活用した審査業務効率化や審査判断の均質性の向上のための取組を期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査官の数を十分に確保し、その育成を充実化させることが望まれる。
- 審査業務効率化や審査判断の均質性の向上のための取組として、AIによる審査の支援技術の実装をより早いスピードで進めていただきたい。
- 先行文字商標調査業務へのAI技術の適用について、優先的に取り組むことを期待する。

<改善提言2> (評価項目①、⑦、⑧に関して)

意見交換等を通じたユーザーの問題意識やニーズの把握と、それらに基づく分析・課題抽出が適切に行われ、課題を解決するための具体的な対策が示されることを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査に対するユーザーの声を聞き漏らすことがないように、ヒアリング等を実施するユーザーについては拡大の余地がある。
- ユーザーとの意見交換を通じて得られた審査に関する業界からのニーズや動向等の情報をどのように活かしていくのかを明確にしてもらえるとよい。
- ユーザー評価調査に基づく重点項目のうち、「識別性の判断」と「審判決との均質性」に関して、具体的にどのような方法で課題解決に取り組む予定かを示していただけるとよいと考える。
- コンセント制度に関する審査関連の文書の整備を進めるとともに、関連する審査の迅速化とユーザーニーズに対応できる体制を確立することが望まれる。

<改善提言3> (評価項目⑥、⑦に関して)

審査官間の判断の均質性等に関するユーザーの問題意識やニーズに適切に対応し、ユーザーが納得できる審査が行われることを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査官間の均質性、審判決との均質性、識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- 審査基準や過去の審査における採択例等との整合性を担保するため、審査官・管理職間の協議や品質テスト等、さらなる改善に向けた取組を期待する。
- 拒絶理由通知等において、判断の根拠・理由を十分に記載することを強く望んでいる。

<改善提言 4> (評価項目⑩、⑪に関して)

ユーザーとのコミュニケーションの一層の円滑化に係る取組の継続と、品質管理の取組に関するさらなる情報発信に期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- テレワーク中の審査官との電話連絡の可否や、メールでの問い合わせをした際の受領確認の方法等、審査官とのコミュニケーションに関する情報について、ユーザーへの周知を期待する。
- 品質管理の取組について、ユーザーにとってよりわかりやすく、見てもらいやすい方法で周知していくことを期待する。

IV. むすび

本年度の審査品質管理の実施体制及び実施状況についての評価を通じて、本小委員会による昨年度の改善提言が、特許庁の取組に反映されていることが確認された。

本小委員会は、本報告書でまとめた審査品質管理の実施体制及び実施状況に関する評価結果や改善提言が特許庁の取組に反映されることを通じて、特許庁における審査品質管理の実施体制の一層の充実が図られ、ユーザーである出願人や代理人である弁理士との協調も進み、審査の質の向上が継続されることを期待する。

参考資料

(参考資料1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか							
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。	審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示	審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。

③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	<p>・ 特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。</p> <p>・ また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。</p>	公表状況、アクセス方法、職員への周知・理解状況等の提示	品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、かつその内容が職員に理解されている。	品質管理に関する方針・手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。	品質管理に関する方針・手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。	品質管理に関する方針・手続が公表又は職員に周知されていない。
---	-------------------------------	--	-----------------------------	---	--	---	--------------------------------

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか							
④	審査実施体制	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。	審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。
⑤	品質管理体制	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	品質管理体制、他国との比較等の提示	世界最高水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(1) 品質管理が適切に実施されているか							
⑥	品質向上のための取組	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおり実施されている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。

⑦	品質検証のための取組	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質監査（サンプルチェック）、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果から得られる定量データ等の提示	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑧	審査の質の分析・課題抽出	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。	サーチの質、審査判断の質、拒絶理由通知等の記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示	審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている。	審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。	審査の質の分析と課題抽出が概ね行われている。	審査の質の分析と課題抽出が行われていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(2) 継続的改善が適切に実施されているか							
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。	方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。	方針・手続・体制に対する改善が行われていない。
⑩	品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示	品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。	品質管理の取組の改善が十分に行われている。	品質管理の取組の改善が概ね行われている。	品質管理の取組の改善が行われていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
III. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか							
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。	審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外国庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPHの利用状況等の提示	審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との継続的な協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。

(参考資料2) 令和6年度の評価結果一覧

※評価基準は「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の4段階

評価項目	特許審査	意匠審査	商標審査
① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	極めて良好	極めて良好	極めて良好
② 審査及び品質管理のための手続の明確性	極めて良好	極めて良好	極めて良好
③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	極めて良好	極めて良好	極めて良好
④ 審査実施体制	良好/概ね達成	概ね達成	概ね達成
⑤ 品質管理体制	良好	良好	良好
⑥ 品質向上のための取組	良好	良好	良好
⑦ 品質検証のための取組	良好	良好	良好
⑧ 審査の質の分析・課題抽出	良好	良好	良好
⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	良好	良好	良好
⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	良好	良好	良好
⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信	良好	良好	良好

(参考資料3) 令和6年度の改善提言一覧

	特許審査	意匠審査	商標審査
改善提言 1	より質の高い審査の実現に向け、国際的に遜色のない水準の人員確保と、複雑高度化する先端技術に対する審査体制の整備を図るとともに、AI 技術等を活用した一層の業務効率化を期待する。	国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組み、審査実施体制の充実を図るとともに、審査業務や品質管理業務をさらに効率化することで、審査の質を維持・向上することを期待する。	引き続き審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、AI 技術等を活用した審査業務効率化や審査判断の均質性の向上のための取組を期待する。
改善提言 2	技術分野に応じた判断基準や先行技術調査の質について均質性を高めるべく、協議等による審査官間の積極的な情報交換を実施するとともに、より高度な分析を通じた課題抽出と審査官への情報提供を期待する。	AI 技術の特性に留意しつつ、先行意匠調査を含む審査業務での利用を促進するとともに、新たな AI 技術の利用可能性について追求することを期待する。	意見交換等を通じたユーザーの問題意識やニーズの把握と、それらに基づく分析・課題抽出が適切に行われ、課題を解決するための具体的な対策が示されることを期待する。
改善提言 3	拒絶理由通知書の質に関し、チェック体制の拡充や原因分析を通じて瑕疵のない起案を提供することを期待する。	判断の均質性等の審査の質についての課題への効果的な施策を講じることと、これらの取組の成果を外部に効果的に情報発信することを期待する。	審査官間の判断の均質性等に関するユーザーの問題意識やニーズに適切に対応し、ユーザーが納得できる審査が行われることを期待する。
改善提言 4	意見交換等を通じた様々なユーザーニーズの把握と、そのニーズに合わせた支援を引き続き実施するとともに、PDCA サイクルに基づく品質管理システムが適切に機能していることをユーザーに明確に情報発信することで、審査の質に対する信頼醸成に努めることを期待する。	面接審査や様々なユーザーとの意見交換を積極的に実施し、ユーザーと審査官間のコミュニケーションのさらなる充実と相互理解の深化を期待する。	ユーザーとのコミュニケーションの一層の円滑化に係る取組の継続と、品質管理の取組に関するさらなる情報発信に期待する。